

令和3年4月30日 招集

## 4月定例総会議事録

新潟市西蒲区農業委員会

# 新潟市西蒲区農業委員会

## 令和3年4月定例総会議事録

1 開催日時 令和3年4月30日(金)午後2時00分から

2 開催場所 巻地区公民館 3階 小ホール

3 出席農業委員 (17人)

1番 武田 要一郎	2番 小林 喜一郎	3番 間宮 一
4番 草野 伸一	6番 広川 浩	7番 清水 和子
8番 土田 正志	10番 堀内 多計司	11番 大島 伸吾
12番 阿部 マサ子	13番 笠原 和仁	14番 増井 勝
15番 小野塚 彦榮	16番 田邊 重夫	17番 榎田 士農夫
18番 吉田 浩	19番 田中 一男	

4 欠席農業委員 (2人)

5番 長谷川 浩成	9番 棚邊 友衛
-----------	----------

5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

3番 大岩 稔	6番 青柳 一	8番 尾張部 満
12番 野澤 和吉	14番 本間 真由美	25番 高橋 忠雄

6 農業委員会事務局出席職員

事務局長 上原 文昭	事務局次長 佐々木 徹
農地係長 宮川 一也	農政振興係長 佐藤 政道

## 7 議事日程

### (1) 開 会

### (2) 議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事（農地部会所掌）

議案第14号 農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第15号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

(追加) 議案第17号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

日程第3 議事（農政振興部会所掌）

議案第16号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画（案）について

### (3) その他

### (4) 閉 会

## 8 会議の概要

開会時間：午後2時00分

事務局長	定刻になりましたので、これより4月定例総会を開会します。 開会にあたり間宮会長よりごあいさつをお願いします。
会 長	<間宮会長あいさつ>
事務局長	ありがとうございました。なお、本日、5番、長谷川浩成委員、9番、棚邊友衛委員より欠席の連絡が入っていますが、会議規則第4条の規定により定足数を満たしておりますので、会議は成立しています。併せて、6名の農地利用最適化推進委員の皆さんが出席しておりますことを報告します。 それでは会議規則第5条の規定により、間宮会長より議長をお願いします。
議長（会長）	それでは、議事日程に従って議事を進めます。 はじめに、日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。議事録署名委員については、議長である私に一任いただけますでしょうか。
	（異議なし）
議長（会長）	皆さんから異議がありませんので、13番、笠原和仁委員、15番、小野塚彦榮委員を指名します。 引き続き、日程第2の議事に入ります。 最初は、農地部会の所掌に関する議事でありますので、議長を増井農地部会長と交代します。
	<間宮会長は自席へ、増井農地部会長が議長席へ>
議長（農地部会長）	それでは、農地部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。 議案第14号農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について、議案第15号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議案第17号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、以上3件を一括して、事務局より説明をお願いします。
事務局（農地係長）	議案第14号農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について、説明します。 1号案件は、2ページ、議案第15号、第1号案件との関連案件でありますので、一緒に説明します。西川地区において、当初計画者は、申請地を住宅建築敷地とする計画で、平成14年に転用許可を受けましたが、諸般の事情により計画の実施には至りませんでした。この度、申請地と同じ地区に両親と同居している事業承継者である転用事業者が、子供の成長により将来のことを考え、

申請地を買い受け、住宅の建築を行い、家族4人で移り住む計画を立てたものです。

2号案件は、2ページ、議案第15号、第3号案件との関連案件ですので、一緒に説明します。巻地区において、当初計画者は、申請地2筆のうち1筆を昭和61年に車庫新築敷地として、もう1筆を平成10年に住宅増築敷地とする計画で、それぞれ転用許可を受けましたが、諸般の事情により計画の実施には至りませんでした。この度、当初計画者である父と同居している事業承継者である転用事業者夫婦が、将来のことを考え、手狭となっている住居から独立するため、申請地を父より使用貸借により借り入れ、住宅の建築を行い、移り住む計画を立てたものです。

3号案件は、2ページ、議案第15号、第4号案件との関連案件がありますので、一緒に説明します。巻地区において、当初計画者は、申請地を住宅建築敷地とする計画で、昭和51年に転用許可を受けましたが、諸般の事情により計画の実施には至りませんでした。この度、事業承継者である転用事業者が、既存住宅地の隣地にある申請地を買い受け、住宅敷地が狭く、普段より困っていた駐車場の造成敷地及び物置敷地として整備を図る計画を立てたものです。

以上の案件につきましては、立地基準、一般基準からなる転用許可基準に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しています。

いずれも、調査委員会に付託されている案件です。

続きまして、議案書2ページ及び3ページをご覧ください。

議案第15号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、説明します。

1号、3号及び4号案件は、先程説明しましたので、ここでは、2号及び5号案件について説明します。

2号案件は、鴻東地区において、現在、加茂市で家族4人借家住まいをしている転用事業者が、子供の成長により将来のことを考え、実家近くにある申請地を父より使用貸借により借り入れ、住宅の建築を行い、移り住む計画です。

3ページ5号案件は、巻地区において、現在、西蒲区内で家族5人借家住まいをしている転用事業者が、子供の成長により将来のことを考え、実家近くにある申請地を父より使用貸借により借り入れ、住宅の建築を行い、移り住む計画です。

以上の転用案件につきましては、立地基準、一般基準からなる転用許可基準に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しています。

いずれも、調査委員会に付託されている案件です。

続きまして、議案第17号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、説明します。本日配付しました追加議案書をご覧ください。

1号案件は、西川地区において、耕作不便となっている申請地を隣接農地の耕作者である譲受人へ贈与するものです。

2号及び3号案件は、巻地区において、いずれも、譲受人が申請地を買い受け、規模拡大を図るものです。

以上の申請案件につきましては、地区担当委員が現地確認済みであり、農地

	<p>法第3条第2項に照らし合わせ該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。引き続き、調査委員会の結果について、調査委員長より報告をお願いします。</p>
16番（田邊重夫委員）	<p>それでは、去る26日、区役所302会議室で行われました調査委員会における聴取案件について報告します。</p> <p>出席委員は8名で、調査委員長は、私、田邊重夫が務めました。</p> <p>聴取案件は、農地転用事業計画変更承認申請3件、農地法第5条許可申請5件でありました。</p> <p>別添の調査委員長報告書をご覧ください。ここに記載のとおり、申請案件について、申請人から申請理由等を聴取し、審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。また、追加議案書1ページにあります農地法第3条許可申請に関する意見決定の件についてであります。事前に地区担当委員より現地調査を行っていただき、調査委員会に付託する案件はありませんでしたが、提出いただきました現地調査確認調書に基づき審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。以上で報告を終わります。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明と調査委員長の報告が終わりました。</p> <p>ただいまの説明、報告にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>（意見・質問なし）</p>
議長（農地部会長）	<p>皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移ります。</p> <p>議案第14号農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について採決します。提案のとおり申請を許可することに異議はありませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長（農地部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。</p> <p>続きまして、議案第15号農地法第5条許可申請に関する処分決定について採決します。提案のとおり申請を許可することに異議はありませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長（農地部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。</p> <p>続きまして、議案第17号農地法第3条許可申請に関する意見決定について採決します。提案のとおり許可相当とすることに異議はありませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>

議長（農地部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、新潟市長へ回答します。続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地の転用事実に関する照会書について、農地法第5条転用届出に関する受理について、以上4件を一括して、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（農地係長）	<p>議案書の報告事項を説明します。議案書4ページをご覧ください。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告します。1号及び2号は、農地利用集積円滑化事業を活用してきた2号の賃貸人が農地の売買を行うため、合意解約を行うものです。3号は、双方で契約方法の変更を行うために、4号は、賃借人が離農するため、それぞれ合意解約を行うものです。続きまして、5ページをご覧ください。5号、6号は、双方で新規契約に切り替えるために、7号は、賃貸人の都合により合意解約を行うものです。8号及び6ページ9号は、農地利用集積円滑化事業を活用してきた9号の賃貸人が農地の売買を行うために、10号も賃貸人が農地の売買を行うため、それぞれ合意解約を行うものです。</p> <p>続きまして、7ページ及び8ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。相続により農地を農地法の許可を得ることなく権利移動したものについて11件の届出があり、受理しましたので報告します。なお、当委員会への利用権設定等の斡旋の希望はありませんでした。</p> <p>続きまして、9ページをご覧ください。農地の転用事実に関する照会書について、報告します。1号、2号及び3号につきましては、新潟地方法務局から地目認定の照会があり、いずれも非農地として回答しましたので報告します。</p> <p>続きまして、10ページをご覧ください。農地法第5条転用届出に関する受理について、報告します。1号は、西川地区において、住宅及び作業所建築敷地として届け出がありました。2号は、西川地区において、建売住宅建築敷地として届け出がありました。以上2件につきましては、いずれも受理をしましたので報告します。以上で報告事項の説明を終わります。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明にご質問はありませんか。</p>
	(質問なし)
議長（農地部会長）	<p>皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認と決定します。</p> <p>以上で農地部会所掌の議事は終了しました。</p> <p>議長を吉田農政振興部会長と交代します。</p>

	<増井農地部会長は自席へ、吉田農政振興部会長が議長席へ>
議長（農政振興部会長）	<p>それでは農政振興部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。議案第16号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（農政振興係長）	<p>議案第16号新潟市農用地利用集積計画の決定について、説明します。議案第16号は、2-1、一般案件と、2-2、農地中間管理事業関連の2分冊で構成されています。</p> <p>はじめに、2-1、一般案件をお願いいたします。表紙をめくっていただいて、令和3年利用権促進事業地区別実績表の新規分です。</p> <p>利用権設定の契約期間3年は、岩室地区2件、田、4,608㎡、畑、1,583㎡、計6,191㎡、中之口地区2件、田、11,054㎡、巻地区13件、田、54,421㎡、合計17件で、田畑の計は71,666㎡です。契約期間6年は、西川地区1件、田、1,024㎡、潟東地区2件、田、2,548㎡、中之口地区、1件、田、11,222㎡、巻地区1件、畑、4,424㎡、合計5件で、田畑の計は19,218㎡です。契約期間10年は、西川地区2件、田、7,374㎡、畑、105㎡、計7,479㎡、潟東地区4件、田、23,655㎡、中之口地区1件、田、1,531㎡、巻地区5件、田、64,424㎡、合計12件で、田畑の計は97,089㎡です。</p> <p>以上、新規の合計は34件、田畑の計は187,973㎡です。詳細につきましては、1ページ1号から7ページ34号に記載のとおりです。</p> <p>次に所有権移転です。実績表右側をご覧ください。上段が交換、下段が売買ですが、今回は、交換はありませんでした。</p> <p>売買は、岩室地区1件、田、12,125㎡、潟東地区3件、田、20,518㎡、中之口地区1件、田、9,143㎡、巻地区1件、田、1,897㎡、合計6件で、田の計は43,683㎡です。詳細につきましては、8ページ1号から9ページ6号に記載のとおりです。実績表の2ページ目は、今ほどの合計表となりますので、説明は省略します。なお、10ページ1号から12ページ11号は、利用権の移転で耕作者の変更です。</p> <p>続きまして、新潟市農用地利用集積計画の決定について、2-2、農地中間管理事業関連をお願いします。表紙をめくっていただいて、令和3年利用権促進事業、農地中間管理事業、地区別実績表の新規分です。</p> <p>利用権設定の契約期間3年は、巻地区3件、田、28,759㎡です。契約期間6年は、中之口地区1件、田、10,084㎡です。契約期間10年は、岩室地区8件、田、70,542㎡、畑、904㎡、計71,446㎡、西川地区2件、田、2,948㎡、潟東地区2件、田、27,809㎡、中之口地区10件、田、94,283㎡、巻地区18件、田、202,185㎡、畑、1,289㎡、計、203,474㎡、合計40件で、田畑の計は399,960㎡です。以上、新規の合計は44件、田畑の計、438,803㎡です。詳細につきましては、1ページ1号から、9ページ44号に記載のとおりです。実績表の2ページ目は、今ほどの合計表となりますので、説明は省略します。</p>



	以上、2-1、一般案件及び2-2、農地中間管理事業関連、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすと考えられるものです。
議長（農政振興部会長）	事務局の説明が終わりました。 ただ今の説明にご意見、ご質問はありませんか。
	（意見・質問なし）
議長（農政振興部会長）	皆さんから意見、質問がありませんので、これより採決に移ります。 議案第16号新潟市農用地利用集積計画の決定について採決します。 提案のとおり承認することに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農政振興部会長）	皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり決定とします。なお、決定された計画は、令和3年5月19日に公告の予定です。 引き続き、報告事項に移ります。 新潟市農用地利用配分計画（案）について、事務局より説明をお願いします。
事務局（農政振興係長）	別冊の報告事項、新潟市農用地利用配分計画（案）について説明します。表紙をめくっていただき、地区別実績表をご覧ください。 利用権設定の契約期間3年の区分は、巻地区3件、田、28,759㎡です。契約期間6年の区分は、中之口地区1件、田、10,084㎡です。契約期間10年は、岩室地区8件、田、70,542㎡、畑、904㎡、計71,446㎡、西川地区2件、田、2,948㎡、潟東地区2件、田、27,809㎡、中之口地区10件、田、94,283㎡、巻地区18件、田、202,185㎡、畑、1,289㎡、計203,474㎡、合計40件で、田畑の計は399,960㎡です。以上、新規の合計は44件、田畑の計、438,803㎡です。詳細につきましては、1ページ1号から、9ページ44号に記載のとおりです。実績表の2ページ目は今ほどの合計表ですので、説明は省略します。 先ほどの議案第16号の農用地利用集積計画により、出し手から機構に貸借したもので、利用配分計画（案）を作成した内容となっています。なお、10ページ1号及び2号は中間管理権の移転で、耕作者を変更するものです。説明は以上です。
事務局（農政振興係長）	事務局の説明が終わりました。 ただいまの説明にご質問はありませんか。
	（質問なし）
議長（農政振興部会長）	皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認することに決定します。以上で農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を間宮会長

	と交代します。
	<吉田農政振興部会長は自席へ、間宮会長が議長席へ>
議長（会長）	<p>増井農地部会長、吉田農政振興部会長、ありがとうございました。</p> <p>以上で、議事として提案した案件は終了しました。</p> <p>引き続き、その他の案件に入ります。事務局よりお願いします。</p>
事務局（次長）	<p>4月の会務と5月の業務予定について報告します。本日配付しました資料1をご覧ください。</p> <p>4月の会務報告は、ご覧のとおりです。事務局については、いくつかの研修や会議がありました。委員の皆さんに関係する大きな行事等はありませんでした。次に、裏面が現時点での5月の業務予定となっております。5月25日には、全国農業委員会会長大会が開催される予定です。この大会は、昨年度は中止となりましたが、今年度は各農業委員会会長に対して、You Tube でのライブ配信による開催となります。また、6月より、全国農業会議所が運営する「農業委員・農地利用最適化推進員用ポータルサイト」において動画が掲載される予定となっております。</p> <p>5月の調査委員会は26日の開催で、第2調査委員会の委員の皆さんが担当となります。よろしくお願いします。次に、5月の定例総会は31日に本日と同じく、ここ巻地区公民館で14時から開催の予定です。私からは以上です。</p>
事務局（農地係長）	<p>農地法関係事務に係る処理基準について、の一部改正に伴う押印廃止について説明をします。本日、お手元にお配りいたしました資料2をご覧ください。</p> <p>この度、政府全体として、真に必要なものを残して、押印については廃止する、という方針を受けまして、農地法関係事務に係る処理基準、の一部改正（施行日：令和3年4月1日）が行われ、農地法第3条許可申請書、農地法第4条、第5条許可申請書における申請者印が要らないこととなりました。</p> <p>なお、国からの通知では、農地法第3条許可書の許可権者印（新潟市長印）及び農地法第4条、5条許可書の許可権者印（農業委員会会長印）も同様に要らないこととされましたが、許可後の所有権移転登記申請の際の公印の取り扱いもあることから、各農業委員会で法務局との調整を進めることとされております。</p> <p>捨印不要の際の申請書訂正時の対応などもあり、今後、新潟市6農業委員会の担当者で協議を進め、5月中には、詳細について皆様に報告いたしますので、よろしくお願いします。</p> <p>なお、裏面では、実際のどの部分の押印がいらなくなったのかを示していますので、ご確認ください。また、申請者名の記入につきましては、6農業委員会において、これまでは、できるだけ署名でお願いしてきたところですが、今後は、本人の署名及びワープロ等での記名のどちらでもよいこととなります。</p>

	でよろしくお願ひします。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。何か質問等ありますか。
	（なし）
議長（会長）	特になければ、以上をもちまして4月定例総会を終了します。

閉会時間：午後2時35分

議事録に相違ないことを認める。

議 長      間 宮      一

署名委員      笠 原 和 仁

署名委員      小野塚 彦 榮

